

# 旧優生保護法問題検証会議

## 第1回検証会議 進行次第

### 1 日時等

日時 2025年10月1日（水）午後1時～

場所 弁護士会館2階講堂クレオA

### 2 進行次第

- (1) 検証委員の自己紹介
- (2) 検証会議設置に至る経緯の説明
- (3) 運営要綱の説明
- (4) 座長の選任
- (5) 調査・検証等についての議論

旧優生保護法問題検証会議委員名簿

2025年9月16日現在  
(五十音順)

委員

いけ 池	だ 田	けん 賢	いち 市	中央大学文学部教授
いわ 岩	い 井	のぶ 伸	あき 晃	前高松高等裁判所長官
うち 内	ぬの 布	とも 智	ゆき 之	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構副代表理事
おお 大	はし 橋	ゆか 由香	か 子	優生手術に対する謝罪を求める会、早稲田大学ジェンダー研究所招聘研究員
おの 尾	うえ 上	けい 敬	こ 子	旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告
か 加	とう 藤	きよ 聖	こ 子	公益社団法人日本産科婦人科学会常務理事、医師
かみ 上	ひがし 東	あさ 麻	こ 子	毎日新聞記者
きた 北		さぶ 三	るう 郎	(仮名) 優生手術被害者・家族の会共同代表、旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告
こ 小	やま 山		ごう 刚	慶應義塾大学法学部教授
さい 齋	とう 藤	ゆき 有紀	こ 子	北里大学医学部附属医学教育研究開発センター医学原論研究部門准教授
さか 坂	もと 元	しげ 茂	き 樹	公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長
さく 佐々木		のぶ 信	お 夫	精神障害当事者、弁護士
すず 鈴	き 木	ゆ 由	み 美	旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告
せき 関	や哉	なお 直	と 人	弁護士
た 田	もん 門		ひろし 浩	聴覚障害当事者、国連障害者権利委員会委員、弁護士
とし 利	みつ 光	けい 恵	こ 子	立命館大学生存学研究所客員研究員
なら 奈良岡		そう 聰	ち 智	京都大学大学院法学研究科教授
にし 西	むら 村	たけ 武	ひこ 彦	弁護士
ふじ 藤	い 井	かつ 克	のり 徳	特定非営利活動法人日本障害者協議会（J D）代表
ふじ 藤	の 野		ゆたか 豊	日本近現代史研究者
ふじ 藤	わら 原	くみ 久	み子 美子	D P I 女性障害者ネットワーク代表
ふじ 藤	わら 原	せい 精	ご 吾	弁護士
まつ 松	なが 永	ちえ 千	え 恵子	群馬医療福祉大学社会福祉学部特任教授
まつ 松	ばら 原	よう 洋	こ 子	立命館大学大学院先端総合学術研究科特任教授
み 三	むら 村		まさる 蔭	公益社団法人日本精神神経学会前理事長、医師
むら 村	い 井	りょう 良	た 太	駒澤大学法学部教授

## 基本合意書

優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（以下「優生連」という。）並びに国（内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画））は、旧優生保護法による被害者の被害回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面的な解決をめざし、次のとおり、基本事項を合意する。

なお、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）は、旧優生保護法改正後の母体保護法を所管する立場であり、また、関係府省庁を代表する立場として合意するものである。

### 1 国の責任と謝罪

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定の疾病や障害を有すること等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は立法当初から日本国憲法第 13 条及び第 14 条第 1 項に違反するものであり、国は、国家賠償法上の国の損害賠償責任を認めた最高裁令和 6 年 7 月 3 日大法廷判決を真摯に受け止め、日本国憲法に違反する規定を執行し、優生思想に基づく誤った施策を推進し、特定の疾病や障害を有すること等に係る方々を差別し、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術等という個人の尊厳を蹂躪するあってはならない人権侵害を行ってきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定の疾病や障害を有すること等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

国は、これらの方々に被らせてきた筆舌に尽くしがたい苦痛と苦難を踏まえ、

この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、被害者の被害と名誉、尊厳の回復に全力を尽くすとともに、二度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、優生思想及び疾病や障害を有する方々に対する偏見差別を根絶し、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される社会を実現すべく、全府省庁をあげて全力を尽くす。

## 2 「補償法」に基づく全ての被害者に対する補償の実現に向けた施策

国は、優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟（以下「議連」という。）において検討されている「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案〔仮称〕」（以下「補償法」という。）に基づき、全ての優生保護法被害者に対する補償の実現をめざし、下記の各項目に掲げる施策の実施等に全力を尽くす。

### （1）相談窓口の整備、情報保障

国及び各都道府県における相談窓口を整備し、相談及び申請に際しての合理的配慮及び情報保障を徹底すること。

### （2）広報及び周知

特定の疾病や障害を有する被害者に対し、適切に情報が行き届くよう、広報、周知の方法を工夫、徹底すること。

### （3）被害者に対し確実に補償を届けるための施策

個別通知を含め、被害者に対し確実に補償を届けるためのあらゆる施策を検討し、実施すること。

## 3 恒久対策等の実施

国は、違憲とされる国家の行為が約半世紀もの長きにわたって合憲とされてきたという重い事実、優生思想に基づく誤った施策によって、特定の疾病や障害を有する被害者が子を生み育てるについて自ら意思決定する権利を侵害してきたという事実を踏まえ、優生思想及び障害者に対する偏見差別を根絶

し、障害の有無にかかわらず子を生み育てることについて自ら意思決定できる社会、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される社会を実現すべく、全力を尽くす。

そのために、下記の各項目に掲げる施策等を実施する。

(1) 優生保護法被害者の被害の回復に向けた施策

謝罪広告をはじめ、可能な限りの被害者の名誉回復のための措置を検討し、実施すること。

(2) 真相究明、再発防止のための調査・検証

二度と同じ過ちを繰り返さないため、第三者機関による、徹底的な調査及び検証を実施する。なお、実施主体や構成員として優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団、優生連等障害者団体の代表を含むことをはじめ、その具体的な内容については、今後の議連での検討結果を踏まえつつ、最大限調整する。

(3) 偏見差別の根絶に向けた施策の推進

優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し、実施すること。

#### 4 繙続的・定期的な協議の場の設置

上記の各施策等の具体化をはじめ、優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たっては、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生連と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行う。

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部を構成する関係府省庁は、上記協議の結果を踏まえた施策等を実現すべく、全力を尽くす。

令和6年9月30日

優生保護法被害全国原告団

共同代表・仙台地方裁判所平成30年(ワ)第581号原告

同・東京地方裁判所平成30年(ワ)第15422号原告

優生保護法被害全国弁護団

共同代表

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

共同代表

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍  
男女共同参画)

## 旧優生保護法補償金等支給法第33条に基づく調査及び検証等会議運営要綱

### (目的)

第1条 旧優生保護法補償金等支給法第33条に基づく調査及び検証等会議（以下「旧優生保護法問題検証会議」という。）は、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会並びに国（内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画））が令和6年9月30日に締結した基本合意書の3（2）の趣旨並びに衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会理事会及び参議院内閣委員会理事会においてそれぞれ合意された同年12月11日付けの「旧優生保護法補償金等支給法第33条に基づく調査及び検証等について」を踏まえ、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、昭和23年から平成8年までの間、旧優生保護法に基づく優生手術等及び人工妊娠中絶等が行われてきたことについて、その実施状況等に関して旧優生保護法一時金支給法第21条に基づいて行われた調査の結果も踏まえた調査を行うとともに、その原因及び再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うことを目的とする。

### (検証委員)

第2条 旧優生保護法問題検証会議は、公益財団法人日弁連法務研究財団理事長が選任する委員（以下「検証委員」という。）をもって構成する。  
2 検証委員は、前条の目的のために必要な調査、検証及び検討を行う権限を有する。  
3 検証委員は、旧優生保護法問題検証会議の業務を通じて知り得た秘密を漏洩してはならない。

### (座長)

第3条 旧優生保護法問題検証会議の座長は、検証委員の中から、互選によって選任する。  
2 座長は、旧優生保護法問題検証会議の業務を総理し、同会議を代表する。

### (分科会)

第4条 旧優生保護法問題検証会議は、第1条の目的のために必要な調査、検証及び検討に関する活動を円滑に行うため、分科会を設置する。  
2 分科会委員は、検証委員の中から、互選によって選任する。  
3 分科会には、会務を総理し、分科会を代表する者として委員長を置く。委員長は、分科会委員の互選によって選任する。  
4 分科会は、検証委員以外の者に依頼して、分科会が実施する作業の補助を行わせることができる。この場合、分科会は、当該補助を行う者に対し、当該補助業務を

通じて知り得た秘密についての守秘義務を負わせなければならない。

- 5 分科会は、旧優生保護法問題検証会議と相互に情報交換に努めるなど連携を図り、必要に応じ、旧優生保護法検証会議に調査状況等を報告するものとする。

(会議の公開)

第5条 旧優生保護法問題検証会議は公開とする。ただし、プライバシー保護などのために必要と認められる場合は、同会議の決定により非公開とすることができる。

- 2 旧優生保護法問題検証会議の議事録については毎回作成し、内容を出席者が確認した上で、公開とする。ただし、プライバシー保護などのために必要と認められる場合は、同会議の決定により非公開とすることができる。

- 3 前2項の公開は、情報保障の重要性を踏まえた方法により実施するものとする。

(事務局)

第6条 検証会議及び分科会の運営事務は、公益財団法人日弁連法務研究財団が行う。

(改廃)

第7条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

(令和7年9月16日 理事会決議)